

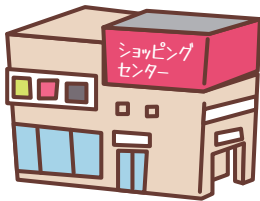
協会けんぽの

## 生活習慣病予防健診は 集団健診の会場でも受診できます！

### 集団健診って？

- ショッピングセンターや公共施設等で行う健診のことです！
- 健診の当日に健康サポート(特定保健指導)の対象者\*だと判明した場合はその場で保健師・管理栄養士による健康サポートを行います！

\*生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣病の予防効果が大きく期待できる方(健診結果より)

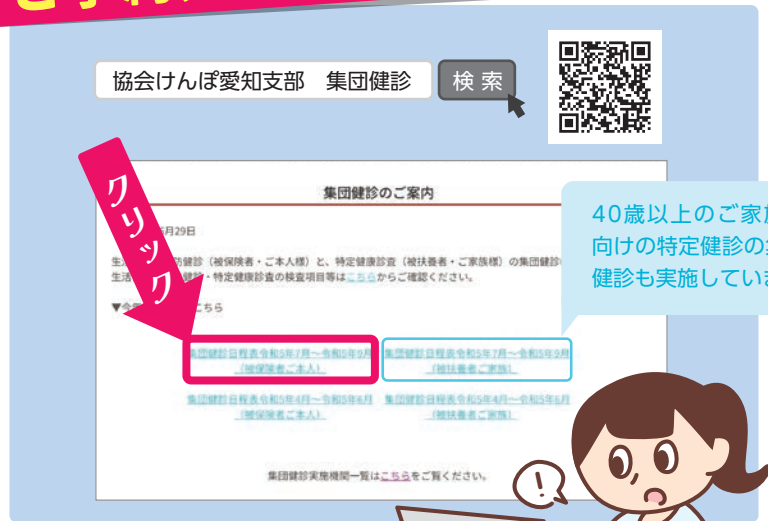


### ここがポイント！

- 💡 開催日が決まっているので健診日の調整の手間いらず！
- 💡 事業所のご担当者様は、健康サポートを行うための協会けんぽと対象者の日程調整の手間いらず！



### 集団健診の日程・場所・ご予約先はこちらにてご確認ください



40歳以上のご家族様向けの特定健診の集団健診も実施しています

年間を通して開催しています！  
新規日程が確定しましたら、随時メールマガジンでご連絡します！

ご登録がまだの方は  
こちらから



⚠️ 会場により「付加健診」「乳がん検診」「子宮頸がん検診」が実施できない場合がございます。

### 受診の流れ

#### 健診申し込み



〇〇会場の〇月〇日の集団健診の申込み希望です。

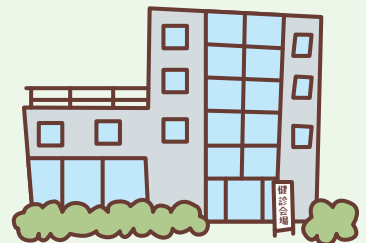
健康保険証等(保険者番号・記号・番号が分かるもの)をお手元にご準備のうえ、健診機関へ電話

#### 申し込み後



健診機関より検査キット等が届く

#### 健診当日



集団健診会場にて健診受診！  
健康サポートの対象者となったら声をかけられますので、受けて帰りましょう！



こんなとき、どうする？

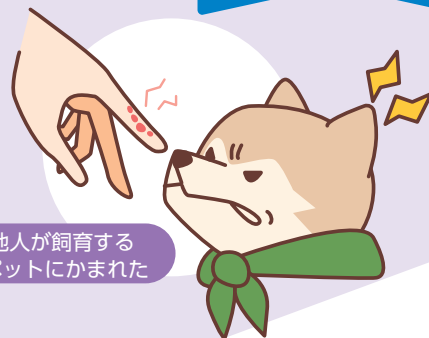
# 交通事故などでけがをしたとき

例えばこんなとき



交通事故にあった

暴力や傷害行為を  
受けた



他人が飼育する  
ペットにかまれた

健康保険証を  
使用する場合は

## すみやかに協会けんぽまで届け出てください

交通事故等、相手の行為によってけがをした時の治療費は、加害者が負担すべきものです。

健康保険証を使用した場合は、協会けんぽが一時的に費用を立て替え、後日加害者に請求するため、すみやかに協会けんぽへ連絡し、「**第三者行為による傷病届**」を提出してください。

### ！ ご注意ください

示談が成立すると協会けんぽから加害者への請求ができなくなることがあるため、必ず示談をする前に協会けんぽへご相談ください。

# 仕事中・通勤途中にけがをしたとき

例えばこんなとき

- 業務が原因でけがをした
- 会社内でけがをした
- 出張中にけがをした



- 通勤中に駅の階段で転ぶなどしてけがをした
- 通勤中に交通事故にあった



## お仕事中・通勤途中のケガに健康保険は使えません お近くの労働基準監督署にご相談ください

### ！ 負傷原因の照会にご協力お願いいたします

保険証を使用してけがの治療を受けた場合、「業務上ではないか」「交通事故や暴力によるけがではないか」の確認のため、後日照会文書をお送りいたします。文書が届きましたら、「負傷原因回答票」をご返送いただけますようお願いいたします。

